

THE DIOCESE OF KYOTO

NIPPON SEIKOKAI

(THE ANGLICAN CHURCH IN JAPAN)

360 OUKAKUEN-CHO
SHIMODACHIURI-AGARU
KARASUMA-DORI, KAMIGYO-KU
KYOTO 602-8011, JAPAN
TEL: (075) 431-7204
FAX: (075) 441-4238



日本聖公会京都教区

〒602-8011
京都市上京区烏丸道下立売上る桜館門町380
電 話 (075) 431-7204
FAX (075) 441-4238

2008年7月31日

日本聖公会横浜教区

ヨハネ 鎌田 雄輝 殿

日本聖公会大阪教区大阪聖ヨハネ教会

コンスタンチヌス 村岡 利幸 殿

申立書記載事項補正命令書

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教 ステパノ高地 敬



2008年7月11日付で、あなたがたほか1名の申立人から提出された懲戒審判申立書(被申立人、佐藤公一)について、記載事項に不備な点がありますので、これを補正して、2008年9月15日までに提出して下さい。

記

「審判申立書」の書式にできるだけ従って、「申立の趣旨」「申立の事由である事実」について、各項目について整理して記載して下さい。

「申立の趣旨」において、申立人は、審判廷に対してどのような審理、審判を求めているか、請求の趣旨を簡単明瞭に述べてください。「申立の事由である事実」において、事実についての評価を記載するのではなく、申立の原因となった事実そのものを具体的に、できれば箇条書きに記載して下さい。いつ(あるいはいつからいつまで)、どこで、だれが、だれに、何をしたかを明白にして下さい。

以上

THE DIOCESE OF KYOTO

NIPPON SEIKOKAI
(THE ANGLICAN CHURCH IN JAPAN)

380 OUKAKUEN-CHO
SHIMODACHIURI-AGARU
KARASUMA-DORI, KAMIGYO-KU
KYOTO 602-8011, JAPAN
TEL. (075) 431-7204
FAX (075) 441-4238



日本聖公会京都教区

〒602-8011
京都市上京区烏丸通下立売上る松蔭門町380
電話 (075) 431-7204
FAX (075) 441-4238

2008年7月31日

日本聖公会横浜教区
ヨハネ 鎌田 雄輝 殿

申立書記載事項補正命令書

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教 ステン/高地 敬



2008年7月11日付けで、あなたほか2名の申立人から提出された懲戒審判申立書(被申立人、原田文雄)について、記載事項に不備な点がありますので、これを補正して、2008年9月15日までに提出して下さい。

記

「審判申立書」の書式にできるだけ従って、「申立の趣旨」「申立の事由である事実」について、各項目について整理して記載して下さい。

「申立の趣旨」において、申立人は、審判廷に対してどのような審理、審判を求めているか、請求の趣旨を簡明瞭に述べてください。「申立の事由である事実」において、事実についての評価を記載するのではなく、申立の原因となった事実そのものを具体的に、できれば箇条書きに記載して下さい。いつ(あるいはいつからいつまで)、どこで、だれが、だれに、何をしたかを明白にして下さい。

以上

THE DIOCESE OF KYOTO

NIPPON SEIKOKAI
(THE ANGLICAN CHURCH IN JAPAN)

380 OUKAKUEN-CHO
SHIMODACHIURI-AGARU
KARASUMA-DORI, KAMIGYO-KU
KYOTO 602-8011, JAPAN
TEL. (075) 431-7204
FAX (075) 441-4238



日本聖公会京都教区

〒602-8011
京都市上京区烏丸通下立売上る桜鱒町380
電話 (075) 431-7204
FAX (075) 441-4238

2008年7月31日

日本聖公会横浜教区
ヨハネ 鎌田 雄輝 殿

申立書記載事項補正命令書

日本聖公会京都教区審判廷

審判長 主教 ステパノ高地 敬



2008年7月11日付けで、あなたほか2名の申立人から提出された懲戒審判申立書(被申立人、古賀久幸)について、記載事項に不備な点がありますので、これを補正して、2008年9月15日までに提出して下さい。

記

「審判申立書」の書式にできるだけ従って、「申立の趣旨」「申立の事由である事実」について、各項目について整理して記載して下さい。

「申立の趣旨」において、申立人は、審判廷に対してどのような審理、審判を求めているか、請求の趣旨を簡單明瞭に述べてください。「申立の事由である事実」において、事実についての評価を記載するのではなく、申立の原因となった事実そのものを具体的に、できれば箇条書きに記載して下さい。いつ(あるいはいつからいつまで)、どこで、だれが、だれに、何をしたかを明白にして下さい。

以上